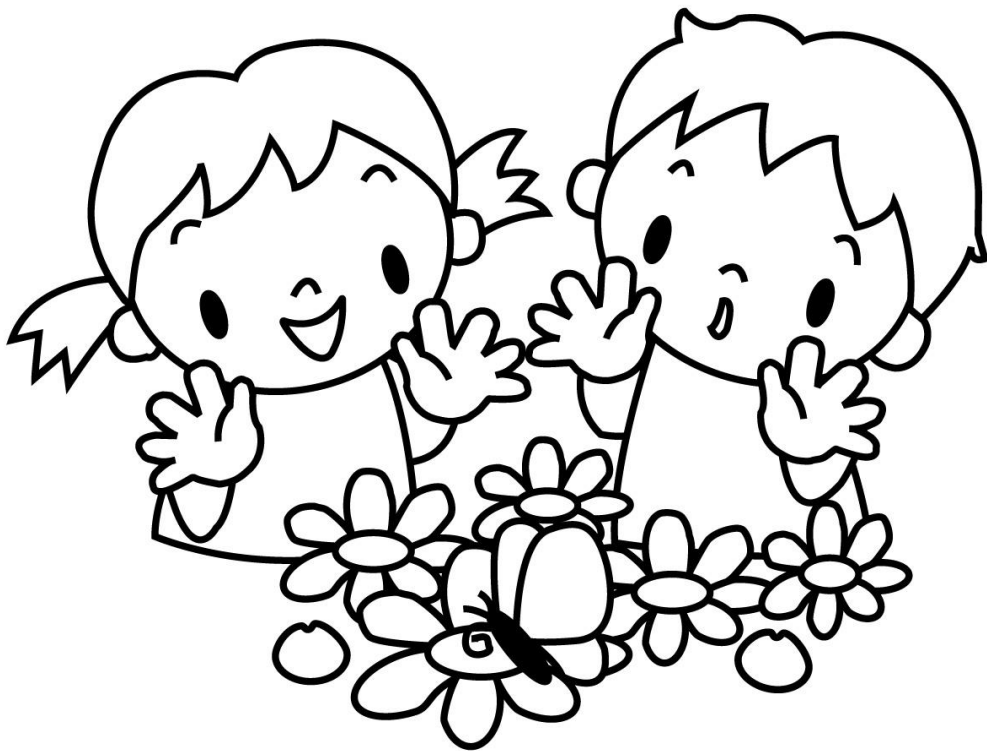


＜令和 7 年度版＞

児童扶養手当制度のご案内

（ひとり親家庭・養育者の方へのご案内）



島本町 健康福祉部 福祉推進課

（役場 1 階⑥番窓口）

電話 075-962-7460（直通）

児童扶養手当の受給資格

次のいずれかの要件に該当する児童を養育する「ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の親」、又は「父母に代わって児童を養育する方」（児童と同居し、監護し、生計を維持している祖父母など）が受給できます。

なお、この制度でいう「児童」とは、**18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童**をいい、児童に政令で定める程度の障害がある場合は、20歳未満の児童をいいます。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父または母が死亡した児童（父母ともに死亡した場合を含む）
- (3) 父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父または母の生死が明らかでない児童
- (5) 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童【遺棄開始から1年後に認定】
- (6) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童【拘禁開始から1年後に認定】
- (7) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (8) 母が婚姻によらないで出産した児童

ただし、上記の場合であっても次のいずれかにあてはまる場合は、受給することができません。

- ① 父または母、養育者または児童が国内に住所を有しないとき
- ② 父または母、養育者が、児童扶養手当額を超える公的年金、遺族補償を受けているとき
- ③ 児童が、父または母の死亡により支給される児童扶養手当額を超える公的年金、遺族補償を受けているとき

【注】平成26年12月の制度改正により、公的年金・遺族補償をうけているかたでも、その額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の手当が受給できるようになりました。

- ④ 児童が里親に委託されているとき
- ⑤ 請求者が母（父）の場合、児童が父（母）と生計を同じくしているとき（ただし、父または母が政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く）
- ⑥ 父または母の配偶者に養育されているとき（配偶者には、内縁関係にある者を含み、政令で定める程度の障害の状態にある者を除く）
- ⑦ 児童が児童福祉施設に入所しているとき（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く）

児童扶養手当の額（月額）

対象児童数	全部支給	一部支給	左記の額は令和7年4月からの金額です。 手当の月額は、「物価スライド制」の適用により変動することがあります。
1人目	46,690 円	46,680 円～11,010 円	
2人目以降	11,030 円	11,020 円～ 5,520 円	

- ◆手当の額は、請求者又は配偶者および扶養義務者（同居している請求者の父母兄弟姉妹など）の前年の所得（1月～9月の間に請求される場合は、前々年の所得）によって、全部支給、一部支給、全部停止（＝支給なし）が決まります。
- ◆毎年11月1日から翌年の10月31日までを支給年度として、年単位で手当の額を決定します。
- ◆毎年8月に現況届を提出していただき、児童の監護状況や前年の所得等を確認したうえで、11月分以降の手当の額等を決定します。

児童扶養手当の支払い（年6回）

支払期	支払日	対象月
1月期	1月11日	11, 12月分
3月期	3月11日	1, 2月分
5月期	5月11日	3, 4月分
7月期	7月11日	5, 6月分
9月期	9月11日	7, 8月分
11月期	11月11日	9, 10月分

- ◆手当は認定されると、請求日の属する月の翌月分から支給されます。支払いは、年6回、2か月分の手当額毎に請求者の指定した金融機関の口座に振り込まれます。
- ◆支給日が土・日・祝日にあたる時は、その直前の金融機関が営業している日となります。

児童扶養手当の所得制限

請求者又は配偶者および扶養義務者の前年の収入から給与所得控除額等を控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と下表の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。

令和6年11月1日以降

扶養親族等の数	父または母または養育者		孤児等の養育者、 配偶者、扶養義務者 の所得制限限度額
	全 部 支 給 の 所 得 制 限 限 度 額	一 部 支 給 の 所 得 制 限 限 度 額	
0人	69万円未満	208万円未満	236万円未満
1人	107万円未満	246万円未満	274万円未満
2人	145万円未満	284万円未満	312万円未満
3人	183万円未満	322万円未満	350万円未満
4人	221万円未満	360万円未満	388万円未満
5人	259万円未満	398万円未満	426万円未満

★注1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある場合には上記の額に次の額を加算した額となります。

- (1) 「父または母または養育者」の場合は、
 - ①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
 - ②特定扶養親族1人につき15万円
- (2) 「孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者」の場合は、
老人扶養親族1人につき6万円（扶養親族等の全員が、老人扶養親族の場合は1人を除く。）

★注2 扶養親族等が6人以上の場合には、1人につき38万円（扶養親族等が**★注1**の場合はそれぞれ加算）を加算した額となります。

所得額の計算方法

$$\text{所得額} = \text{年間収入金額} - \text{必要経費（給与所得控除額等）} + \text{養育費【※1】} \\ - 8\text{万円} - 10\text{万円【※2】} - \text{諸控除【※3】}$$

※1 養育費・・・父または母（養育者は除かれます。）および父または母が監護する児童が、その児童の扶養義務を履行するための費用として受け取る金品等について、その金額の8割（1円未満は四捨五入）が、父または母の所得に算入されます。

※2 10万円控除・・・10万円の控除は、給与所得または公的年金所得がある場合に限り（事業所得のみの場合は控除されません）。

※3 諸控除・・・控除項目および控除額は下表のとおりです。

障害者控除	27万円	小規模企業共済等掛金控除	当該控除
特別障害者控除	40万円	※寡婦（寡夫）控除（下記参照）	27万円
勤労学生控除	27万円	※特別寡婦控除（下記参照）	35万円
雑損控除	当該控除	配偶者特別控除	当該控除
医療費控除	当該控除		

※父または母による受給の場合は、寡婦控除、特別寡婦控除は適用されません。具体的に、控除される項目（種類）や控除金額等は福祉推進課でご確認ください。

一部支給手当額の算出方法

一部支給は、所得に応じて月額 46,680 円～11,010 円（対象児童 1 人の場合）の間で、10 円きざみの額となります。具体的には、次の計算式により計算します。

$$\text{手当月額} = 46,680\text{円【※1】} - (\text{受給者の所得額【※2】} - \text{所得制限限度額【※3】}) \times 0.0256619\text{【※4】}$$

※1 計算の基礎となる 46,680 円は固定された金額ではありません。物価スライド制の適用により、改定される場合があります。

※2 受給者の所得の計算方法は、「所得の計算方法について」の項目をご覧ください。

※3 所得制限限度額表の「父または母または養育者」欄の「全部支給の所得制限限度額」の金額です。（扶養義務者等の数に応じて、限度額が変わります。）

※4 所得制限係数である 0.0256619 は、固定された係数ではありません。物価変動等の要因により、改定される場合があります。

支給期間等による支給停止制度

一部支給停止措置（法第13条の3関係）

「受給期間が5年を経過する等の要件」に該当する方は、適用除外事由（就業あるいは求職活動などを行っている場合や、求職活動ができない事情などがある場合）に該当する方を除いて、手当額の2分の1が支給停止になります。

◆「受給から5年を経過する等の要件」とは・・・

①支給開始月の初日から起算して5年

または、

②手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年

のいずれか早い方を経過したとき

※ただし、手当の認定請求（額改定請求を含む。）をした日において3歳未満の児童を監護する場合は、この児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したときとします。

自立努力義務の明記（法第2条関係）

手当の支給を受けた父または母には、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければならないことが、法律に明記されています。

自立努力義務に関連した支給制限について（法第14条関係）

受給資格者である父または母が、正当な理由がなく求職活動や厚生労働省令で規定する自立を図るための活動をしないう場合、手当の全部又は一部が支給されないことがあります。

一部支給停止措置適用除外

5 ページの「**受給から5年を経過する等の要件**」に該当する場合は、平成20年4月以降の手当が一部支給停止となりますが、次の事項に該当する場合は、適用除外されますので、必ず適用除外申請をしてください。

- 1 就業している
- 2 求職活動等の自立を図るための活動をしている
- 3 身体上または精神上の障害がある
- 4 負傷・疾病等により就業することが困難である
- 5 あなたが監護する児童またはあなたの親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、就労が困難である

一部支給停止措置の対象となる方には、「受給から5年を経過する等の要件」に該当するおおむね2か月前に、「**児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ**」を送付します。

内容を確認のうえ記載された期限内に、必要な手続きをしてください。

児童扶養手当の申請手続き

福祉推進課窓口で、必要な書類等を確認・相談等のうえ手続きをしてください。
 手当は、受給資格および額について認定を受けたのち、受給することができます。

◆手続きに必要な書類
☐ 印かん（実印・通帳印でなくて可。ただし、朱肉用のもの）
☐ 請求者と対象児童の戸籍謄本 （離婚日等が記載されているもの、申請事由が確認できるもの） ⇒本籍地の市町村の戸籍担当課で交付 ※離婚を機に子が母の戸籍に入籍する場合には家庭裁判所での手続き等が必要です。
☐ ※戸籍謄本の入手に時間を要する（翌月になってしまう）場合は、 離婚届受理証明書 で仮受付可能です。後日、戸籍謄本を提出してください。 ⇒離婚届受理証明書は、離婚届を出した市区町村で交付
☐ 請求者名義の預金通帳
☐ 受給者本人及び児童の個人番号カード
●児童の父または母が重度障害である理由により請求する場合
☐ 児童の父または母の診断書または身体障害者手帳
☐ 児童の父または母の年金調書または年金裁定通知書 （年金を受給していない場合は、年金手帳）
●児童の父または母が1年以上拘禁されている理由により請求する場合
☐ 児童の父または母の拘禁証明書（拘禁官署長が証明したもので、出所予定日記載のもの）
●その他の必要書類等 （ひとり親家庭となった理由や生計の状況などによって必要な書類が異なります）
☐ 離婚した児童の父または母が島本町内に居住している場合、民生委員の証明が必要

なお、児童扶養手当申請時に「ひとり親家庭医療費助成制度」の医療証交付申請書を提出いただく場合がありますので、請求者と対象児童の健康保険証もご持参ください。